

恵庭市告示第 45 号

市税等の収納事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づく収納事務の委託について、同第2項の規定により告示します。

令和6年4月1日

恵庭市長 原 田



1. 委託事務

コンビニエンスストア収納業務

2. 指定公金事務取扱者（委託の相手方）

東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号 日本橋日銀通りビル5階  
地銀ネットワークサービス株式会社

3. 対象とする市税等

- (1) 市・道民税（普通徴収に係るもの）
- (2) 固定資産税・都市計画税
- (3) 軽自動車税種別割
- (4) 国民健康保険税（普通徴収に係るもの）

4. 指定年月日

令和6年4月1日

5. 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで